

令和5年度開園予定の統合幼稚園に関する基本方針について

浜田市では、令和2年11月に「公立幼稚園の今後のあり方(案)」を公表し、その中で、令和5年度に現在の浜田市立幼稚園4園を1園に統合する方針を示しました。

このたび、「公立幼稚園の今後のあり方(案)」の内容も踏まえながら、「統合幼稚園に関する基本方針」を作成しました。

1 浜田市立幼稚園の現状

浜田市立幼稚園(以下、「市立幼稚園」という)の園児数は、少子化などの影響により、年々減少しています(表1)。

令和4年4月現在、市立幼稚園の総園児数は33名となっており、全ての園で4歳児と5歳児あるいは3歳児から5歳児までの混合学級となっています。

併せて、市立幼稚園の多くは、施設の老朽化が著しく、修理の必要な箇所が多く存在するという課題も抱えています。

表1 市立幼稚園(4月1日現在)の園児数の推移 単位:人

区分	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
原井幼稚園	14	13	2	休園			
石見幼稚園	54	42	34	37	25	17	11
長浜幼稚園	32	26	27	26	17	14	12
美川幼稚園	21	16	16	11	8	7	10
合計	121	97	79	74	50	38	33

2 市立幼稚園の統合について

現在、市立幼稚園の園児数は著しい減少傾向にあります。これまで培われてきた教育課程の実践を継続するためには一定規模の園児数は必要と考えています。

さらに、今後、市立幼稚園は、運営の効率化を図りながら、その役割を明確にし、浜田市全体の幼児教育を充実させていく必要があると考えています。

こうしたことから、令和2年11月に「公立幼稚園の今後のあり方(案)」を公表し、その中で、令和5年度に現在の市立幼稚園4園を1園に統合する方針を示し、幼児教育における教育力向上機関としての役割を担うこととしました。また、園舎は、施設の規模、耐震性、耐久性などの観点から、統合後、当面の間は、現在の長浜幼稚園の園舎を活用することとしました。

3 市立幼稚園の存在意義と果たすべき役割

市立幼稚園は、市が直接運営する施設のため、市が抱える幼児教育の課題に対して、直接的かつ機動的にアプローチすることが可能になります。また、これまで、民間の幼児教育施設では対応が困難な課題についても、「公立」としての役割を果たすべく、対応してきました。こうした「公立」幼稚園としての機能は、幼児教育施設が公私や類型の枠を超えて連携し、本市の保育・教育の質の向上を目指すうえで欠かせないものです。浜田市においては、その役割を明確にした上で、市立幼稚園を1園は存続させていく必要があると考えています。

また、子どもを取り巻く状況が急速に変化する中、平成30年4月には、幼稚園、保育所及び認定こども園は、幼児教育を行う施設（以下、「幼児教育施設」という）として、育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を共有することとなりました。

さらに、島根県においては、平成30年4月に島根県幼児教育センターを開設し、幼児教育施設の教育力向上や幼小接続への支援体制の強化を図られていますが、今後、各市町村にその役割の一部を継承する方向性が示されています。

これらのことから、市立幼稚園の存在意義及び今後特に果たすべき役割については、以下のとおり考えています。

1 市立幼稚園の存在意義

- (1) 市が直接運営する施設のため、市が抱える幼児教育の課題に対して、直接的かつ機動的なアプローチが可能
- (2) 公立と私立の幼児教育施設が連携することが保育・教育の質の向上につながる
- (3) 民間の幼児教育施設では対応が困難な課題にも対応可能

2 市立幼稚園が特に果たすべき役割

- (1) 市全体の幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割
(浜田市幼児教育センターの設置、公開保育の積極実施など)
- (2) 特別支援教育の充実
(幼児通級教室の設置、インクルーシブ教育の推進など)
- (3) セーフティネットとしての役割
(特別な配慮を必要とする子どもの受入など)

4 統合幼稚園の概要

(1) 教育目標

ふるさとに親しみ 自ら考え 共に育つ子どもの育成

(2) 園名・園章・園歌

- ・園名は、「浜田市立浜田幼稚園」とします。
- ・園章は、統合する4園の園章をもとに、市立幼稚園の職員、保護者及び教育委員会とで協議を行い、以下のとおり作成しました。
- ・園歌は、統合後に検討します。

【新園章】



- ・周辺のひし形で海と波を表現。
(石見・原井を参考)
- ・真ん中は4園の統合と未来に羽ばたく子どもたちを鳥の羽で表現。(石見・長浜・美川を参考)
- ・全体として、浜田の自然の中で、子どもたち(鳥)を守り育てていくことをイメージして作成。

【参考：現在の園章】



原井



石見



長浜



美川

(意味)

原井：詳細不明。島根県女子師範学校代用附属幼稚園から由来しているものと推測される。

石見：外側は3つの波、ひよこは子どもたち、みんなで子どもを守り育てる。

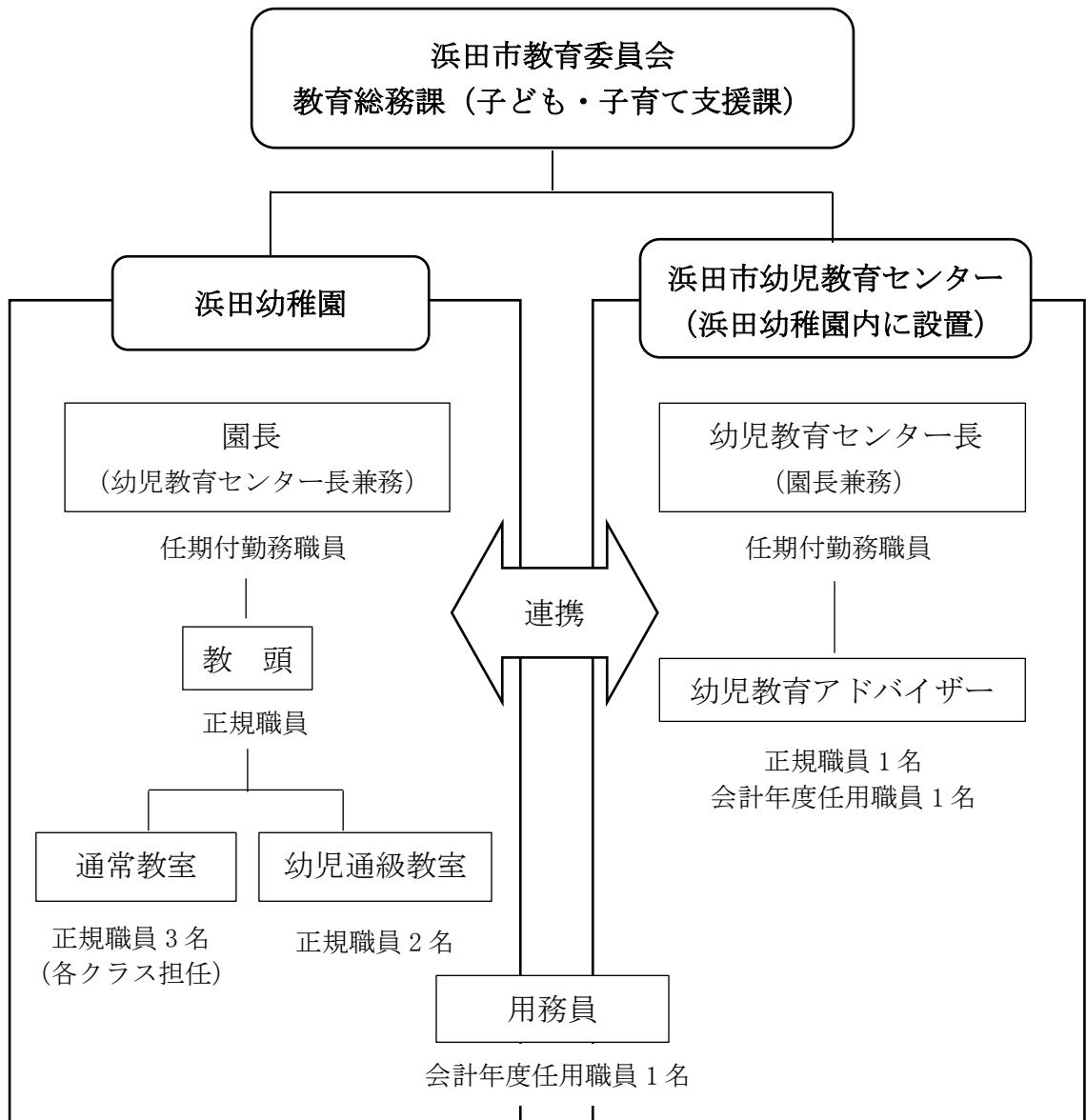
長浜：北国からやってくる渡り鳥「かもめ」のように立派に成長してほしい。

美川：ミカワの「カ」を三つの輪上に配置し、ミカワと読む。美川小校章と同じ。

(3) 所在地

浜田市熱田町 820 番地 1 (現在の長浜幼稚園の園舎を使用)

(4) クラス編成と職員体制



合計 10 名体制

(内訳) 任期付勤務職員 (園長) 1 名、正規職員 7 名 (再任用含む)、
会計年度任用職員 2 名

◎ 統合に併せて、「特別支援教室」は、廃止します。

(理由)

- ・ 現在、特別支援教室 (石見幼稚園に設置) に在籍している園児はおらず、さらに、保護者からもインクルーシブ教育 (障がいのある幼児もない幼児も共に学ぶこと) を求められているため。
- ・ なお、特別な配慮を必要とする幼児が入園する際には、障がいなどの程度に応じて、会計年度任用職員を加配することができることとします。
(職員の加配基準は (6) のとおり)

(5) 定員

浜田幼稚園の認可定員及び利用定員については、以下のとおりとします。

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
認可・利用定員	20人	20人	20人	60人

ただし、園児数が少ない場合は、以下の基準により混合学級とします。

区分	混合学級の基準
4歳児と5歳児の混合学級	4歳児と5歳児の合計園児数が <u>20人</u> （現在の基準：25人）以下の場合は、4歳児と5歳児による混合学級とする。
3～5歳児の混合学級	3～5歳児の合計園児数が <u>10人</u> （現在の基準と同じ）以下の場合は、1学級の混合学級とする。

【参考】 県内他市の市立幼稚園の混合学級基準

自治体名	混合学級編成基準	クラス定員
松江市	4,5歳児：16名以下 3,4,5歳児：12名以下	4,5歳児：各35名 3歳児：25名
出雲市	4,5歳児：25名以下 3,4,5歳児：9名以下	4,5歳児：各35名 3歳児：25名
雲南市	4,5歳児：基準なし 3,4,5歳児：16名以下	1クラス35名以内（国基準）

※ 安来市と大田市は、基準なし。江津市と益田市は、公立幼稚園なし。

(6) 職員の加配基準

次の場合、会計年度任用職員を加配することができることとします。

- ① 次のいずれかを満たす幼児が入園する場合
 - ・ 特別児童扶養手当の支給対象幼児
 - ・ 身体障害者手帳の交付を受けた幼児
 - ・ 療育手帳の交付を受けた幼児
- ② 混合学級となった場合
- ③ その他教育委員会が必要と認めた場合

5 実施を検討する主なサービス

(1) 預かり保育

預かり保育とは、幼稚園の教育時間の終了後に、当該幼稚園の園児を一時的に預かり、保育を行うことです。預かり保育の実施日時及び利用料金については、現行

のままとします。

- ① 実施日時 開園日の14時～16時（ただし、長期休業中は実施しない）
- ② 利用料金 1日当たり400円（保護者の就労等、保育認定を受ければ無料）

(2) 通園バス

統合により通園が困難となる石見幼稚園及び美川幼稚園の在園児に対して、通園バスの運行を検討します。ただし、運行する場合でも、石見幼稚園及び美川幼稚園の在園児が卒園するまでの期間（2年間）の限定運行とします。

なお、バスには、同乗者1名が必要であり、幼稚園職員（会計年度任用職員含む）で対応することとします。

- ① 運行委託期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日
- ② 運行委託費 年間990千円
- ③ 運行車両 石見小学校のスクールバス「後野線」を使用予定。
- ④ 運行経路及び時間

【登園便】

8:30

8:30

8:45

【降園便】

14:00

14:15

14:35

石見小周辺 → 旧美川幼 → 浜田幼 浜田幼 → 旧美川幼 → 石見小周辺

(3) 給食

現在、各幼稚園においては、月2回の給食試食会を実施しています。統合後については、学校給食センターなどと協議しながら、保育所など民間事業所への業務委託の可能性も含めて、なるべく多く給食が実施できるよう検討を行います。

6 浜田市幼児教育センター

(1) 設置目的

公私や施設類型の枠を超え、0歳から質の高い保育・教育を提供するため、市内幼児教育力向上の拠点として、「浜田市幼児教育センター」を設置します。

(2) 職員体制

幼児教育アドバイザー2名（うち1名は正規職員）

(3) 事業内容

- ① 幼児教育アドバイザーの派遣による園内研修型訪問支援
 - ・保育参観、幼小連携・接続、特別支援教育、保育計画編成、安全管理
- ② 保育従事者への研修の実施
 - ・市内幼児教育施設キャリア別研修、幼小合同研修の実施など
- ③ 幼児教育施設への情報提供
 - ・幼児教育に関する研究成果、市の教育方針の普及など

- ④ 関係機関とのコーディネート機能
 - ・園の要請に基づいた専門性を有する者（保健・福祉・教育）との連携支援

(4) 子育て世代包括支援センターとの連携

両センターが連携して取り組みますが、大きな役割分担は次のとおりとします。

- 幼児教育施設の支援 ⇒ 幼児教育センター
- 家庭及び地域の支援 ⇒ 子育て世代包括支援センター

(5) 鳥根県幼児教育センターとの連携（県の役割）

- ① 市の幼児教育アドバイザーに対する助言・援助
- ② 研修などによる幼児教育アドバイザーの人材育成
- ③ 県内の幼児教育アドバイザーの連絡会などの開催
- ④ 幼児教育に関する好事例、研究成果、県の教育方針の情報提供など

7 幼児通級教室

(1) 設置目的

市内幼児教育施設においては、言葉、行動面、人との関わりなど、特別な配慮を必要とする子どもの割合が増加傾向にあります。これらの子どもに対しては、生活上などの課題の早期発見と早期支援が必要であり、そのためには、様々な支援の選択肢やタイムリーな支援の提供が重要となっています。

そのため、幼児教育施設に在籍しながら通うことができ（※）、一人一人の得意なことや興味があることを活かしながら、課題の克服を目指す「幼児通級教室」を統合幼稚園内に設置します。

※ 幼児教育施設に在籍していない幼児も利用することができます。

(2) 職員体制

正規職員 2 名

(3) 対象者

市内に住所を有し、言葉、行動面、人との関わりなど、特別な配慮を必要とする 3～5 歳児。

(4) 事業内容

市内の幼児教育施設に在籍しながら（※）、統合幼稚園内に設置する「幼児通級教室」に保護者と一緒に通うことで、以下の支援を受けることができます。

※ 幼児教育施設に在籍していない幼児も利用することができます。

① 個別支援

基本的には、週 1 回 1 時間程度の個別支援を行います。

② 集団支援

ニーズに応じて、個別支援に加え、集団活動を通じた支援を行うこともあります。

【受入上限人数】

受入人数の上限は、午前2コマ、午後2コマで週5日の利用を想定し、年間20名とします。ただし、令和5年度については、開設準備期間を設けるなどの理由から、受入上限人数は10名程度とする予定です。

(5) 利用の決定

幼児通級教室の利用者は、毎月1回開催する「幼児通級教室利用検討会」において決定します。

【幼児通級教室利用検討会メンバー】

- ・ 園長
- ・ 教頭
- ・ 幼児通級教室職員
- ・ 浜田市幼児教育センター職員
- ・ 教育委員会指導主事
- ・ 担当保健師

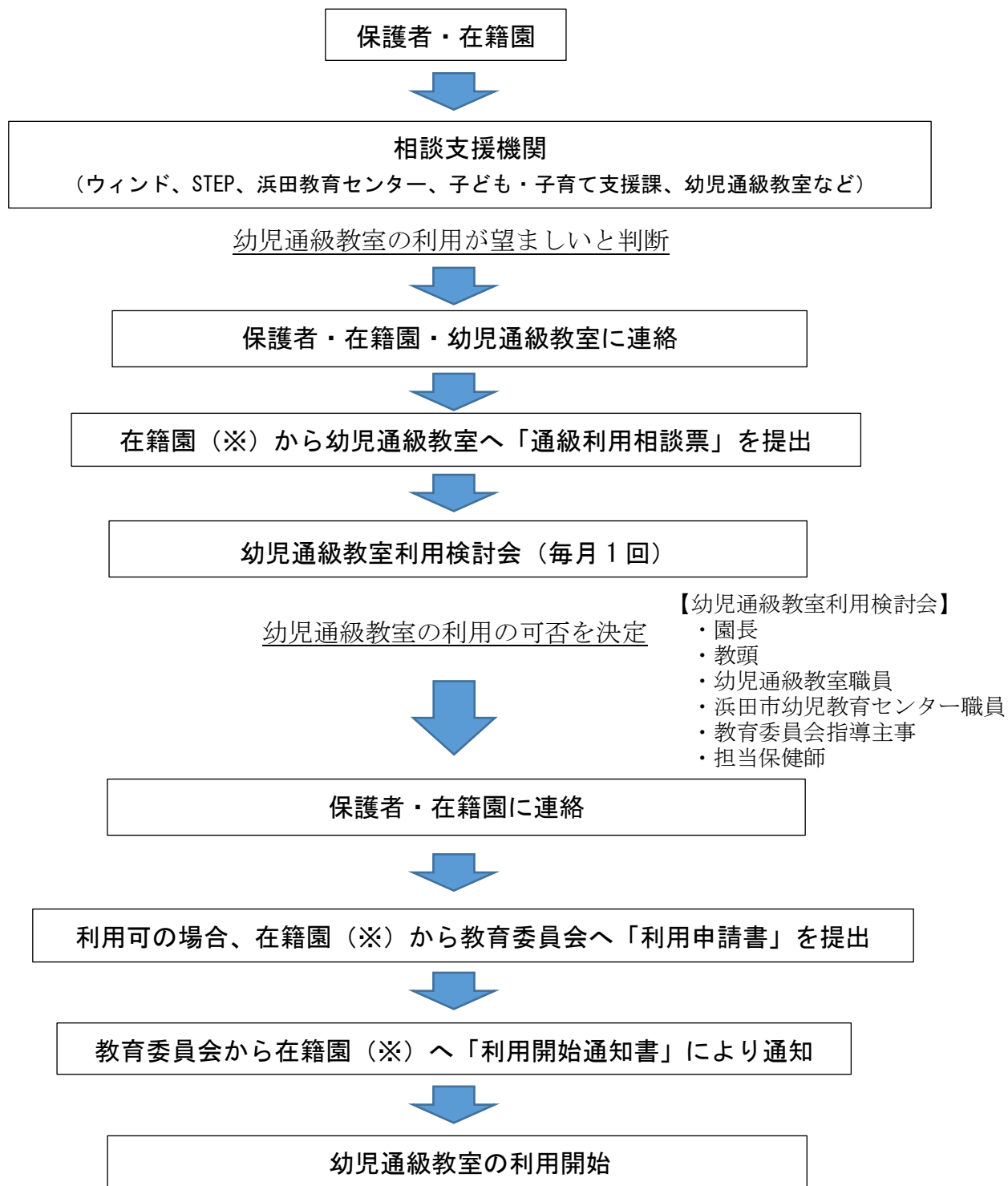
(6) 受入開始予定時期

令和5年7月（4～6月は、準備期間とします）

(7) 利用開始までの流れ

相談から概ね2か月で、幼児通級教室の利用開始が可能となります。
詳細については、次ページのとおり。

【幼児通級教室利用開始までの流れ】



※ 幼児教育施設に在籍していない幼児は、保護者となります。

8 新園舎の建設について

今後、新しい場所での新園舎の建設を検討します。統合後、当面の間は、長浜幼稚園の園舎を使用しながら、並行して新園舎を建設する際の費用や場所などの検討を進めていきます。

9 開園までの主なスケジュール

令和3年12月17日	第1回統合幼稚園開園準備検討会
令和3年12月27日	行財政改革推進本部会議で混合学級基準を承認
令和4年1月6日	第2回統合幼稚園開園準備検討会
令和4年1月26日	市議会総務文教委員会で意見交換
令和4年2月7日	市議会全員協議会で意見交換
令和4年2月14日	保育所園長会で意見交換
令和4年2月17日	パブリックコメント実施（～3月17日）
令和4年3月25日	第3回統合幼稚園開園準備検討会
令和4年4月28日	教育委員会会議に議題提出
令和4年5月	市議会総務文教委員会及び全員協議会で報告
令和4年9月	浜田市立幼稚園条例の改正案を市議会に提出
令和4年12月	令和5年度園児募集開始
令和5年3月	原井・石見・長浜・美川幼稚園を閉園
令和5年4月	浜田幼稚園開園